別表特定非営利活動法人海塾の項中「井上　隆」を「高橋　順蔵」に改め、同表エフ・オー・イー・ジャパンの項中「東京都豊島区池袋三丁目三〇番八号みらい館大明一階」を「東京都豊島区池袋三丁目三〇番二二号二〇三号室」に改め、同表特定非営利活動法人川口市民環境会議の項中「埼玉県川口市東川口二丁目一番二五号上野ビル二階ウィンズ保育園内」を「埼玉県川口市本町四丁目一三番一一―一四〇三号東急ドエルデュオプラザ川口弐番館橋本泰孝内」に改め、同表特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の一〇年推進会議の項中「阿部　治」を「重　政子」に改め、同表特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワークの項中「山城雄一郎」を「小林　信秋」に改め、同表特定非営利活動法人府中国際友好交流会の項中「伊達　和男」を「中島　信一」に改め、同表特定非営利活動法人水俣フォーラムの項中「東京都新宿区高田馬場一丁目三四番一二号竹内ローリエビル四〇四号室」を「東京都新宿区高田馬場一丁目三四番一二号竹内ローリエビル四〇一号室」に改める。

○農林水産省告示第二千三百六十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年八月十四日

農林水産大臣　林　芳正

秋田県切留平地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱十一号から標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

秋田県鹿角市八幡平字切留平

九番一	標柱一号
一四番一	標柱二号
一二番一	標柱三号
標柱四号	
標柱五号	
標柱六号	
標柱七号	
標柱八号	
標柱九号	
標柱十号	
標柱十一号	

○農林水産省告示第二千三百六十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十五年八月十四日

農林水産大臣　林　芳正

秋田県下吹地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域標柱十九号（平成二十一年六月二十六日農林水産省告示第八百四十八号））から標柱二号を結んだ線、標柱二号から石沢川左岸官民地境界線に沿って標柱三号に至る線、標柱三号から標柱四号を結んだ線、標柱四号から石沢川左岸官民地境界線に沿って標柱五号に至る線、標柱五号から標柱六号を結んだ線及び標柱六号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

秋田県由利本荘市東由利宿

字荒渕　七番二	標柱一号
六番一	標柱二号
字アクト　七七番	標柱三号
七〇番	標柱四号
字湯ノ沢　八一番五	標柱五号
一三〇番一	標柱六号

○国土交通省告示第八百号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年七月三十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4112号	複合型一般救助艇	藤倉ゴム工業株式会社	ＦＲＬ―ＣＲ６型　離脱装置及びつり索の変更
第4113号	〃	〃	ＦＲＬ―ＣＲ６Ｂ型　〃

○海上保安庁告示第百六十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	福井港福井国家石油備蓄基地シーバース灯
位置	
所在地	福井県福井港福井区（福井南防波堤灯台の南西方約四・〇キロメートル）
北緯	三六―一〇―四八
東経	一三六―〇四―五一
変更した事項	
位置	正規位置の三〇〇度約五〇メートル
記事	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構管理
変更年月日	平成二十五年七月二十日
記事	一時変更
名称	白石島港沖防波堤東灯台
位置	
所在地	岡山県笠岡市（白石島港沖防波堤東端）
北緯	三四―二四―四二
東経	一三三―三一―〇七
変更した事項	
位置	岡山県笠岡市（白石島港沖防波堤東端）
北緯	三四―二四―四一
東経	一三三―三一―〇六
高さ	地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
記事	補正
名称	備中高島港黒土防波堤灯台
位置	
所在地	岡山県笠岡市（高島港黒土防波堤外端）
北緯	三四―二五―五五
東経	一三三―三〇―一一
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
記事	補正
名称	神島外港二号防波堤灯台
位置	
所在地	岡山県笠岡市（神島外港二号防波堤外端）
北緯	三四―二六―五六
東経	一三三―三〇―三五
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで九・二メートル
記事	補正

○海上保安庁告示第百六十四号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	八丈島南西方海況観測灯浮標
位置	
所在地	大越鼻灯台（東京都八丈島八丈町）の南西方約四六キロメートル
北緯	三三―五二―〇〇
東経	一三九―二四―〇〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光達距離	実効光度一〇〇カンデラ　五・〇海里
点灯年月日	平成二十五年七月二十二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器
	二　東京都管理
名称	ふくしま絆洋上サブステーション施設灯
位置	
所在地	小良ケ浜灯台（福島県富岡町）の東南東方約一九キロメートル
北緯	三七―一八―三九
東経	一四一―一四―二四
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	実効光度一〇〇カンデラ　五・〇海里
明弧	全度
高さ	水面上から灯火まで二三メートル